

毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電話 044-200-2062
FAX 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第74号） 4355
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例（第75号） 4356
- 規 则**
- ◇川崎市公印規則の一部を改正する規則（第79号） 4356
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第80号） 4357
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第81号） 4357

- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第82号） 4358

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管（第569号） 4358
- ◇道路区域の変更（第570号） 4358
- ◇道路の供用開始（第571号） 4358
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（第572号） 4359
- ◇令和3年第4回川崎市議会定例会の招集（第573号） 4361
- ◇自転車等の撤去と保管（第574号） 4361
- ◇道路区域の変更（第575号） 4361
- ◇道路の供用開始（第576号） 4361
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等（第577号） 4361
- ◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等（第578号） 4362
- ◇指定特定相談の事業の廃止（第579号） 4363

- ◇指定一般相談の事業の廃止（第580号） 4363
- ◇指定障害児相談支援の事業の廃止（第581号） 4364
- ◇指定障害福祉サービスの事業の廃止（第582号） 4364
- ◇指定特定相談支援事業者の指定（第583号） 4364
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定（第584号） 4365
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定（第585号） 4365
- ◇指定障害児相談支援事業者の指定（第586号） 4365
- ◇生活保護費返還金等の収納事務の委託（第587号） 4366
- ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出（第588号） 4366
- ◇自転車等の撤去と保管（第589号） 4366
- ◇公印の廃止（第590号） 4366
- ◇川崎市人事行政の運営等の状況の公示表（第591号） 4367
- 公 告**
- ◇一般競争入札の執行（第1041号） 4367
- ◇開発行為に関する工事の完了（第1042号） 4375
- ◇一般競争入札の執行（第1043号） 4375
- ◇一般競争入札の執行（第1044号） 4376
- ◇一般競争入札の執行（第1045号） 4377
- ◇公募型プロポーザルの実施（第1046号） 4377
- ◇公園墓地管理手数料に係る納入通知書の公示送達（第1047号） 4379
- ◇一般競争入札の執行（第1048号） 4379
- ◇公募型プロポーザルの実施（第1049号） 4385
- ◇一般競争入札の執行（第1050号） 4386
- ◇一般競争入札の執行（第1051号） 4388
- ◇環境影響評価に関する条例による事後調査報告書の公告（第1052号） 4389

別表第1 専用公印の表中

70	割印用市印	てん書	縦21 横12 角なし	携帯用身分証明書、 学生証等の証明書及 び魚介類行商許可証 の割印	総務企画局情報管理部行 政情報課長、看護短期大 学事務局総務学生課長及 び区役所地域みまもり支 援センター(福祉事務所・ 保健所支所)衛生課長	総務企画局情報管理部行 政情報課、看護短期大学 事務局総務学生課及び区 役所地域みまもり支援セ ンター(福祉事務所・保 健所支所)衛生課
----	-------	-----	-------------------	--	--	---

を

70	割印用市印	てん書	縦21 横12 角なし	携帯用身分証明書及 び学生証等の証明書 の割印	総務企画局情報管理部行 政情報課長及び看護短期 大学事務局総務学生課長	総務企画局情報管理部行 政情報課及び看護短期大 学事務局総務学生課
----	-------	-----	-------------------	-------------------------------	---	---

に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第80号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「給油施設」の次に「(蒸気返還方式接続設備（炭化水素系物質の蒸気を返還する方式の接続設備をいう。以下同じ。）以外の設備を設置することにより別表第5第1項に規定する基準に適合するものを除く。）」を加え、同条第3項中「炭化水素系物質の蒸気を返還する方式の接続設備（以下「」及び「」という。）」を削る。

別表第5第1項の表給油施設の項中「こと」の次に「、凝縮式処理設備（炭化水素系物質の蒸気を凝縮する方式の処理設備をいう。）若しくは吸着式処理設備（炭化水素系物質の蒸気を吸着する方式の処理設備をいう。）を設置すること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設置すること」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第81号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する

条例施行規則の一部を改正する規則の一部
を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年川崎市規則第68号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年12月10日」を「令和6年12月10日」に改め、附則第3項中「(下水道業を除く。)」を削る。

附則別表中備考以外の部分を次のように改める。

附則別表（附則第2項関係）

排水指定物質の種類	業種	許容限度
亜鉛及びその化合物	電気めっき業	1リットルにつき亜鉛として3ミリグラム

附則別表備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、令和3年12月11日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

川崎市長 福田 紀彦